

中野区工事請負契約書約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について（暫定版）

令和 4 年 9 月 9 日総務部長決定

中野区工事請負契約書約款第 26 条第 5 項の規定により、中野区が発注した工事において、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いについて、次の定める事項により運用する。

1 対象とする工事

残工期が 2 ヶ月以上ある全ての工事

2 定義

（1）請求日

受注者が契約金額の変更の協議を請求した日とする。

（2）残工期

請求日以降の工期までの工事期間とする。ただし、請求日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

（3）スライド額

契約金額の変更の対象となる額とする。

3 スライド協議の請求

受注者が単品スライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面（様式 1）と各対象材料の購入価格等を証明する書類（様式 1-1）を工事主管部署に提出する。

工事主管部署は協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に通知する。（様式 2）

4 スライド対象品目の決定

対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とし、各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から協議の上決定する。

鋼材類

H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

その他の主要な工事材料

アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料で、価格上昇要因が明確であるもの

対象材料を決定した後、品目ごとに変動額を計算し、変動額が契約金額の 1%を超える品目をスライド額の算出の対象とする。

5 スライド額の算出

(1) 算出式

$$\begin{aligned}\text{スライド金額 (税込)} &= \text{算出対象品目の変動額の合計} - \text{契約金額} \times 5/1000 \\ \text{スライド金額 (税抜)} ※ &= \text{スライド金額 (税込)} \times 100/110 \text{ (※万円未満切捨て)} \\ \text{スライド額} &= \text{スライド金額 (税抜)} \times 110/100\end{aligned}$$

変動額については、「6 変動額の算定方法」を参照すること。

(2) スライド額協議

発注者は、協議書（様式 3-1）により受注者にスライド額（案）を提示する。受注者は、異議のない場合は、スライド額協議開始日から 14 日以内に承諾書（様式 3-2）を提出する。

なお、スライド額協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知する。（様式 3-3）

6 変動額の算定方法

(1) 計算方法

$$\text{変動額《鋼》} = M \text{【変更】《鋼》} - M \text{【当初】《鋼》}$$

$$\text{変動額《油》} = M \text{【変更】《油》} - M \text{【当初】《油》}$$

$$\text{変動額《材》} = M \text{【変更】《材》} - M \text{【当初】《材》}$$

$$\begin{aligned}M \text{【当初】《鋼》}, M \text{【当初】《油》}, M \text{【当初】《材》} \\ = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times \text{落札率} + \text{消費税}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}M \text{【変更】《鋼》}, M \text{【変更】《油》}, M \text{【変更】《材》} \\ = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times \text{落札率} + \text{消費税}\end{aligned}$$

M【変更】《鋼》, M【変更】《油》, M【変更】《材》: 価格変動後の鋼材類、燃料油、
その他の主要な工事材料の金額

M【当初】《鋼》, M【当初】《油》, M【当初】《材》: 価格変動前の鋼材類、燃料油、
その他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価（積算単価等）

p' : 6（2）に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 6（3）に基づき各対象材料について算定した対象数量

受注者から実際の購入金額が適当であることを証明する書類が提出され、それが認められる場合は、M【変更】《鋼》, M【変更】《油》, M【変更】《材》に代えて実際の購入金額を算定に用いることができる。その場合の実際の購入金額についての考え方は、次の「★実際の購入金額がM【変更】《鋼》, M【変更】《油》, M【変更】《材》を下回る場合」と同様とする。

★実際の購入金額がM【変更】《鋼》,M【変更】《油》,M【変更】《材》を下回る場合

M【変更】《鋼》,M【変更】《油》,M【変更】《材》に代えて実際の購入金額を用いて算定する。ただし、実際に購入した数量が6（3）で定める対象数量を上回る場合、当該対象数量を実購入数量で除し、購入金額を乗じて得た金額を用いて算定する。なお、燃料油について、主たる用途以外の用途に用いた数量を6（3）に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、6（2）②の平均価格を乗じて得た金額を用いて算定する。

（2）価格変動後における単価（p'）の考え方

鋼材類・・・対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格

（各月の実勢価格を月ごとの搬入数量で加重平均した価格）

燃料油・・・対象材料を購入した翌月の物価資料の価格

（各月の実勢価格を月ごとの購入数量で加重平均した価格）

ただし、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても6（3）の対象数量とすることとした場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

※その他の主要な工事材料については、原則として鋼材類に準じるものとするが、その性質により燃料油に準じるものとして取り扱うことも可能とする。

（3）対象数量（D）の考え方

スライド額の算定の対象とする（D）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量

ウ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量

エ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの

7 その他

（1）対象材料についての受注者への確認

発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月などを証明する書類の提出を求めることができる。受注者が求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてこれらの確認ができない場合は、単品スライド条項（増額変更）の適用対象としない。ただし、これらすべてを証明する書類の提出が困難である事情が認められる場合は、次のとおり取り扱う。

鋼材類・・・当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求める。

この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格を用いてスライド額の算出（変動額の算定）を行うことができる。

燃料油・・・受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求める。

この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても6（3）の対象数量とすることができる。

（2）部分払を行う案件への適用

既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る金額・数量を控除してスライド額の算出等を行うものとする。

ただし、当該既済部分払いの請求時点において、発注者・受注者間で書面による確認を行った場合は、出来高部分を単品スライド条項による請求対象に含めることができる。

（3）全体スライド条項及びインフレスライド条項との併用

これらのスライド条項により契約金額の変更を行った案件に本条項を適用する場合、本基準の一部を以下のとおり読み替える。

4 契約金額： 他スライド条項の適用により変更した後の契約金額

6（1）p： 設計時点における各対象材料の単価（他スライド条項の基準日以降については、当該基準の日における単価）

なお、スライド額の算出にあたっては、変更後の契約金額から変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする）を用いることとする。

（4）契約変更の時期

工期（一部竣工にあつては、当該部分に係る工期）の末に行う。ただし、議会の議決が必要となる案件（変更後の契約金額が1億8,000万円以上）については、別途協議する。

（5）その他定めのない事項

本運用基準に定めのない事項については、国土交通省『工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）』（令和4年7月）の考え方を基本としつつ、発注者と受注者の協議により決定する。

(様式1)

令和 年 月 日

中野区長 様

受注者 住所
氏名 印
(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

工事請負契約書約款第26条第5項の規定による契約金額の変更について（請求）

令和 年 月 日付で締結した下記の工事については、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第26条第5項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

1. 工事件名（契約番号）
2. 契約金額 ￥ ー
3. 契約日 令和 年 月 日
4. 工期 契約締結日の翌日から令和 年 月 日まで
5. 工事場所
6. 請求する主要品目・材料名
【具体的に記載】
7. 変更請求概算額 ￥ ー

※請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。

※変更請求概算額については、精査の結果によっては、変更となることがある。

契約金額変更請求概算額計算書

様式 1 に記載の変更請求概算額の内訳は、下記のとおりです。

工事件名 (契約番号)

記

以下の項目を表形式等でまとめて貼り付けること

- ・ 品目、規格、単位、数量、当初単価、当初想定金額、購入単価、購入金額、購入年月、差額、備考

対象材料は、品目ごとおよび購入年月ごとにとりまとめるものとする。

鋼材類合計、燃料油合計、その他主要な工事材料合計も記載し、最後に変動額及び請求概算額を示すこと。

※購入先、購入単価、購入数量等を証明する資料（納品書等）を併せて提出すること。

※変動額から受注者の負担額を差し引いて請求額を算出する計算過程を別紙に記載すること。

※上記必要項目の記載があれば、この様式によらず独自の様式を使用してもよい。

(様式 2)

中 第 号
令和 年 月 日

(受注者宛て)

工事主管部長

工事請負契約書約款第 26 条第 8 項に規定する協議の開始日について

令和 年 月 日付で請求のあった「工事請負契約書約款第 26 条第 5 項の規定による契約金額の変更について（請求）」は、工事請負契約書約款第 26 条第 8 項の規定により、下記のとおりスライド額の協議を開始します。

記

1. 工事件名（契約番号）

2. 協議開始日 令和 年 月 日

担 当

部 課 係 (担当)

電話番号・担当者名

(様式 3-1)
中 第 号
令和 年 月 日

(受注者宛て)

工事主管部長

工事請負契約書約款第 26 条第 5 項の規定によるスライド額について (協議)

令和 年 月 日付で請求のあった「工事請負契約書約款第 26 条第 5 項の規定による契約金額の変更について (請求)」に基づき、工事請負契約書約款第 26 条第 7 項の規定によるスライド額を下記のとおりとしたいので協議します。

なお、御異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

記

1. 工事件名 (契約番号)
2. スライド額
¥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
3. 契約変更予定時期
協議が整い次第、速やかに行う。
4. 回答期日
令和 年 月 日

担 当
部 課 係 (担当)
電話番号・担当者名

(様式 3-2)
令和 年 月 日

中野区長 様

受注者 住所
氏名 印
(法人の場合は名称及び代表者の職氏名)

承諾書

令和 年 月 日付 (文書番号) により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

1. 工事件名 (契約番号)
2. スライド額
¥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

連絡先
電話番号・担当者名

(様式 3-3)
中 第 号
令和 年 月 日

(受注者宛て)

工事主管部長

工事請負契約書約款第 24 条第 5 項の規定によるスライド額について (通知)

令和 年 月 日 (文書番号) によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

については、工事請負契約書約款第 26 条第 7 項の規定により、スライド額を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 工事件名 (契約番号)
2. スライド額
¥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ -)
3. 契約変更予定時期
速やかに行う。

担 当
部 課 係 (担当)
電話番号・担当者名